

ID: 3069

担当部署: 産業課

処分の概要	猟区管理規程の変更等の許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第71条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第71条の規定による。 (猟区管理規程の変更等)</p> <p>第71条 猟区設定者は、猟区管理規程を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は猟区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 猟区設定者は、猟区管理規程のうち政令で定める軽微な事項を変更した場合は、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前条第1項の規定は、第1項の規定による変更及び廃止について準用する。この場合において、同項の規定による廃止については、同条第1項中「同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び廃止に係る区域」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日